

## 滋賀県災害廃棄物処理計画（原案）に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

### 1. 県民政策コメントの実施結果等

平成29年(2017年)12月20日(水)から平成30年(2018年)1月19日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、滋賀県災害廃棄物処理計画（原案）についての意見・情報の募集を行った結果、8名（法人・団体含む）から28件の意見が提出されました。また、並行して実施した市町等への意見照会により、1市から3件の意見が提出されました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を次に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した滋賀県災害廃棄物処理計画（原案）によっています。

### 2. 提出された意見・情報の内訳

(件)

項目	県民 法人・団体	市町等	合計
第1章 基本的事項	7	1	8
第2章 平常時の災害廃棄物対策	5	0	5
第3章 発災後の災害廃棄物対策	4	2	6
その他（計画原案で示していない事項に関する意見）	12	0	12
<b>合計</b>	<b>28</b>	<b>3</b>	<b>31</b>

### 3. これまでの経緯

平成28年6月16日	環境・農水常任委員会（計画策定について）
平成29年3月9日	環境・農水常任委員会（現状・課題、方向性等）
平成29年10月3日	環境・農水常任委員会（素案）
平成29年12月15日	環境・農水常任委員会（原案）

### 4. 主なスケジュール

平成30年3月9日	環境・農水常任委員会（県民政策コメント結果等）
平成30年3月中～下旬頃	計画策定・公表

## 5. 滋賀県災害廃棄物処理計画（原案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

No	頁	記載箇所名	意見・情報（概要）	意見・情報に対する考え方
<b>第1章 基本的事項</b>				
<b>第5節. 対象とする災害と災害廃棄物</b>				
1	P7	1. 対象とする災害	対象とする災害は「地震災害、水害およびその他自然災害」と記載されているが「その他自然災害」についてどのような災害であるか具体的に明記してはどうか。	国の「災害廃棄物対策指針」において、対象とする災害は「地震災害、水害およびその他自然災害」とされ、同指針どおりの記載であることから原案どおりとします。
2	P8	2. 対象とする災害廃棄物	災害廃棄物は一般廃棄物であって産業廃棄物ではない。原則として市町に処理責任があるのでしっかり対応してもらいたい。	御意見の点は、P8「2. 対象とする災害廃棄物」およびP13「第7節. 災害廃棄物処理に係る各主体の主な役割」の「1. 市町の役割」に記載しています。 こうしたことは会議や研修等の場で引き続き市町に周知します。
3			災害廃棄物を処理する責任はどこにあるのか、誰が処理するのか明確にしておくことが誤認識防止や適切な行動につながる。	
4			災害廃棄物は一般廃棄物であり原則として市町が処理する旨の記載はあるが、今後、本計画を市町が参考とするため、その点を市町に強く示すべき。	
5	P12	6. 災害廃棄物の収集運搬体制	災害時には廃棄物処理業者の社員の被災や資機材破損の可能性もある。また、災害対応以外に通常業務もある。こうしたことも踏まえた収集運搬体制の現状把握が必要。	収集運搬体制に係る試算方法等は資料編P34に記載しています。試算では、個々に把握可能な車両保管場所の被災等は考慮していますが、処理業者の社員の被災など把握困難な試算条件もあります。試算は把握可能な条件に基づくものであり、こうしたことも考慮しつつ収集運搬体制を検討するよう市町に助言することとします。 なお、国で検討予定の運搬車両に係る算定方法が今後示された段階で見直すことも検討します。
6	P12		災害廃棄物の収集運搬体制の記載があるが、どのような算出方法と根拠があるのか。また、災害時の収集運搬車両台数を把握できているか。	
7	P12		県全体の生活ごみ等・し尿の発生量と収集運搬能力等が記述されているが、市町ごとの状況を記載すべき。	

No	頁	記載箇所名	意見・情報（概要）	意見・情報に対する考え方
				上で必要な助言や情報提供等を行います。
<b>第7節 災害廃棄物処理に係る各主体の主な役割</b>				
8	P13	1. 市町の役割	「一般廃棄物処理計画に災害廃棄物対策に関する施策を規定するとともに、災害廃棄物処理計画を策定」と記載されているが、市町は「地域防災計画」でも災害廃棄物について記載している。「一般廃棄物処理計画」にだけ規定するのでは「地域防災計画」との整合が図れなくなる。	<p>災害廃棄物処理計画と、一般廃棄物処理計画および地域防災計画の関係性については、第2節. 計画の位置づけ (P2) に図示していますが、地域防災計画等と整合を図る旨の記述が不足しており以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】            平常時から、<u>災害廃棄物に係る国の計画・指針や滋賀県災害廃棄物処理計画、地域防災計画等との整合を図りながら</u>、一般廃棄物処理計画に災害廃棄物対策に関する施策を規定するとともに、災害廃棄物処理計画を策定…</p>
<b>第2章 平常時の災害廃棄物対策</b>				
<b>第1節. 平常時（発災前）の災害廃棄物対策</b>				
9	P24	1. 市町の災害廃棄物処理計画策定に係る支援	多くの市町が同時に被災するので、混乱を防ぐためには計画内容の多くを県内市町で統一することが望ましく、策定を円滑に行うため具体的な策定手順書等が必要。	<p>本計画の策定と併せて、市町災害廃棄物処理計画モデル（＝計画のひな形）を提供するほか、研修や図上訓練等により、災害時に適切に機能する災害廃棄物処理計画となるよう市町の取組を支援します。</p> <p>また、計画策定に当たり、必要に応じて関係団体と調整されるよう、引き続き市町に助言します。</p>
10			計画を作成する際、関係団体と協議を行うよう市町に助言されたい。	
11			今後、市町で策定される計画が有事に機能するよう具体的な連絡先や連絡手段、必要な施設、設備を確保されるべき。	
12	P25	4. 市町における廃棄物処理体制の整備に係る支援	「施設」は「廃棄物処理施設」が適切。施設の稼働だけでなく、収集運搬の継続も重要。	<p>御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>【修正後】            災害時に<u>廃棄物処理施設の稼働や収集運搬業務</u>を継続するために必要な人員・連絡体制…</p>

No	頁	記載箇所名	意見・情報（概要）	意見・情報に対する考え方
13	P29	9. 災害廃棄物の処理方法の事前検討等	<p>廃棄物の排出段階で分別ルールを可能な限り定めることが円滑な収集運搬・処理につながる。</p> <p>特に他府県等から支援を受ける場合、市町によって分別ルールが異なると混乱を来すおそれがあるため、県下共通のルールを定めた方がよい。</p>	<p>分別の区分は、市町が各々の地域事情（例、処理施設の処理能力、収集量、コストなど）を勘案して定められているものです。近年の災害事例でも、市町は平常時の分別の区分を基本とした上で、発生した廃棄物の種類・性状、処理施設の状況を考慮して適切に分別して処理されているところです。</p> <p>なお、御意見のとおり、処理を進める上で適切な分別は重要であり、市町で定めた分別の区分・方法を広く周知する旨を P26・P36 の「県民等への情報提供」の箇所に記載しています。</p>
<b>第3章 発災後の災害廃棄物対策</b>				
<b>第2節 発災後の災害廃棄物処理の対応</b>				
14	P30	3. 情報収集・連絡調整等	<p>「災害廃棄物処理に必要な情報」とは、発災後に受け入れ可能な処理施設についての情報のことか。</p>	<p>ここでいう「災害廃棄物処理に必要な情報」とは、建物・廃棄物処理施設・各種インフラ等の被害状況など、災害廃棄物処理に関する取組全般を進める上で必要な情報を指し、具体的には P31「図表41 想定される情報項目」等のことです。</p> <p>文言の趣旨をより明確にするため、以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正後】</b></p> <p>…災害廃棄物処理に<b>関する</b>必要な情報を収集し、連絡調整を行います。</p> <p>なお、廃棄物処理施設の情報については、P24の「2. 廃棄物処理施設の施設情報の把握・情報共有」に記載のとおり情報共有を進めていきます。また、市町に対しても他市町や民間の処理施設との連携を進められるよう助言します。</p>

No	頁	記載箇所名	意見・情報（概要）	意見・情報に対する考え方
15	P31	3. 情報収集・連絡調整等	道路状況の情報提供に留まらず、運搬に係る県道、国道の優先復旧の調整をお願いしたい。	道路の復旧については、「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」の「第13節 道路施設応急対策計画」に基づき、緊急輸送道路ネットワークが機能するよう、優先順位を設定し、道路管理者間で連携を図りつつ行うとされています。
16	P33	5. 処理体制の構築 (3) 収集運搬体制の構築等	車両燃料について、緊急車両に準じた優先権を確保する努力も検討してもらいたい。	<p>また、車両燃料については、「滋賀県地域防災計画（震災対策編）」の「第15節 飲料水・食料・生活必需品・燃料等の供給計画」の燃料供給計画に基づき、災害応急対策活動に必要な燃料を確保するとされています。</p> <p>以上を踏まえて、道路の復旧や車両燃料の確保について、状況把握し、必要に応じて関係機関と調整を図ることとし、以下のとおり修正します。</p> <p><b>P31 3. 情報収集・連絡調整等</b> 図表41 想定される主な情報項目に「燃料確保の状況」を追記。</p> <p><b>P33 (3) 収集運搬体制の構築等</b> 以下を追記。 ○ 災害廃棄物の収集運搬に必要な道路の復旧および車両燃料の確保等について、必要に応じて関係機関等と調整を図ります。</p>
17	44	11. 災害廃棄物処理の実施 (2) 災害廃棄物の適正な処理・処分	廃タイヤや石綿含有廃棄物、ソーラーパネル、有害廃棄物・適正処理困難物等について、市町は平時の処理ルートを持っておらず、仮置場への搬入量が少ないうえに、長期間保管ができないため、品目を限定して、広域で処理することはできないか。	<p>御意見で挙げられた廃棄物については、熊本地震において被災市町が対応されていたように、民間処理業者への処理委託や、販売店・メーカー・関係団体への引き取り等による対応になると考えています。</p> <p>なお、市町において災害廃棄物処理計画策定と併せて処理方法や処理ルート等についても検討されるよう、助言、情報提供を行います。</p>

No	頁	記載箇所名	意見・情報（概要）	意見・情報に対する考え方
18	44	11. 災害廃棄物処理の実施 資料編 P41 資料編 (7) PCB含有機器	災害時にはPCB含有機器が保管場所・使用場所から流出する可能性がある。保管場所や使用場所を把握する県が責任を持って被災当日に現状確認し隔離等の指導や仮処置をすべきではないか。確認できなければ立入禁止措置等が必要。確認後、所有者に返却や保管指導等を行う方が良い。	PCB含有機器等については、PCB特措法や滋賀県PCB廃棄物処理計画に基づき早期の処理完了に向けて取組を進めているところです。 なお、廃棄物処理法やPCB特措法等には保管場所に関する規定は無く、適切な保管は事業者の責務とされており、従来からPCB保管事業者等には飛散や流出の防止等の措置を講ずるよう指導しているところです。 御意見の趣旨を踏まえ、災害が予測される所で保管される事業者には、今後とも機会を捉えて適切な対応が行われるよう促してまいります。 また、災害発生時にはPCBの保管状況等の情報に基づき速やかに現状を確認し、流出が生じていた場合は当該所有者において必要な保全措置および処理が行われるよう指導してまいります。
19			ハザードマップ等で災害予測地に保管してはならない旨の指導を行わないのはなぜか。被災の可能性が低い保管場所をあらかじめ提供することで被災時に余計な手間が省ける。	
<b>その他（計画原案で示していない事項に関する意見）</b>				
20			具体的な行動を記載したマニュアルの作成が必要ではないか。	本計画は災害廃棄物処理に係る県全体の基本方針等を定めるものであり、処理業務の具体的方針等は処理主体となる市町の災害廃棄物処理計画等で定めることとなります。 県の対応手順の詳細は、本計画の策定を踏まえて、既存のマニュアルを改定する中で検討してまいります。 また、適正かつ迅速な処理ができるよう災害廃棄物処理に係る図上訓練・研修等を実施する予定です。
21		災害時の具体的な行動を示したマニュアルが必要である。		
22		具体的にどのように対応するのか決めておく必要がある		
23	-	-	計画とは、いつ（when）、どこで（where）、誰が（who）、何を（what）、なぜ（why）、どのように（how）を組み立てたもの。県計画案は漠然としていて弱く「計画」ではなく「占い」の域を脱していない。有効な防災マニュアルができない市町の言い訳の隠れ蓑、県・市町の二重行政の無駄。当事者（who）が明確になることで新たな課題やそれを克服する良いアイデアが生まれる。シミュレーションすることで車両確保等地元廃棄物処理業者や災害廃棄物の受入れ先の迅速な対応も可能となる。	

No	頁	記載箇所名	意見・情報（概要）	意見・情報に対する考え方
24			個々の市町への助言、情報提供に留まらず県、市町、団体で全体的な協議を行い、情報共有し協力する必要がある。	市町において災害廃棄物処理計画が策定され、効果的に取組が進むよう、今後も引き続き、市町や関係団体との意見交換や情報共有等を図っていきます。 また、今後、関係者を含めた図上訓練・研修等を実施し、より一層具体的な連携を深め、実効性を高めていきます。
25	-	-	災害廃棄物は一般廃棄物であり、処理責任は各市町にあるが、助言・情報提供だけでなく具体的な連携を協議しておく必要がある。	
26			全県的対応を考え、県、市町、関係団体の協議・協力が必要。県が中心的役割を果たすべき。	
27	-	-	災害廃棄物を受け入れる市町は、受け入れについて、処理施設の近隣住民や関係市町等に説明し、コンセンサスを得ておくべき。相互の信頼関係が生まれ、迅速に処理できる。	市町が災害廃棄物処理計画を策定する際、他市町等からの受援だけでなく、被災した他市町等への支援に係る御意見の点も考慮されるよう助言します。
28			災害時の廃棄物発生と仮設トイレ設置抑制および公衆衛生等を考えると、避難場所には、下水道ではなく災害に強い浄化槽を推進すべき。	国の「災害廃棄物対策指針」や「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」等を踏まえ、本計画では仮設トイレの設置を想定しています。 浄化槽が災害に強い旨は環境省もHP等で示しており、県としてもこうしたことについて引き続き周知します。 なお、下水道については順次、耐震対策を進めているほか、被災した場合でも応急措置や災害復旧工事により、早急に機能復旧するためのBCP計画を定めているところで、今後もこうしたハード対策・ソフト対策の両面から下水道の危機管理に努めていくこととしています。 また、希望が丘文化公園に関する御意見は防災対策に係る意見であり、本計画の対象外と考えますが、御意見については関係課と情報共有します。
29			災害時の廃棄物と仮設トイレ設置台数の抑制、公衆衛生の観点から避難場所には浄化槽を推進すべき。	
30			避難所には下水道よりも地震に強く仮設トイレよりも衛生的な浄化槽を設置した方が良い。	
31	-	-	災害時における浄化槽の復旧に要する期間は下水道より短い。浄化槽は災害に強い構造であるため、避難場所や人が集まる場所に設置することで公衆衛生、廃棄物量、仮設トイレ等で寄与できる。 希望が丘文化公園は、援助物資集出荷や広域陸上輸送拠点に位置付けられ、周辺の防災拠点とも連携する災害対策上の拠点施設の役割を果たすことから、高い対応能力を備えている必要がある。	